

議案第 14 号

大野市嶺南嶺北体験・探求活動支援事業補助金交付要綱の一部改正案

令和 5 年 3 月 27 日提出

大野市教育委員会

教育長 久保俊岳

提案理由

大野市立学校が実施する遠足または校外学習において、嶺南を訪問することによる広域的な学習機会を継続して創出するため

大野市教育委員会告示第 号

大野市嶺南嶺北体験・探求活動支援事業補助金交付要綱（令和2年教育委員会告示第41号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月 日

大野市教育委員会

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 （この要綱の失効） 2 この要綱は、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、第11条から第13条までに規定する事項については、同日後もなおその効力を有する。	附 則 （この要綱の失効） 2 この要綱は、 <u>令和5年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、第11条から第13条までに規定する事項については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。